

保育料等の軽減にかかる障害者手帳等の所持状況申告書

年 月 日

児童、または児童と同一生計の方で、以下の「2. 障害者手帳等の所持状況」欄に示す手帳等の交付を受けている方や対象者がいる場合は、保育料または副食費（※）が軽減となる場合があります。つきましては対象書類の番号、対象者の氏名等をご記入の上、必要書類を添付してください。
（該当しない場合は、この申請書の提出は不要です。）

※ 幼児教育・保育無償化により、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの保育料が無償となりましたが、引き続き3歳未満（保育認定）の保育料を徴収するとともに、新たに3歳以上の副食費を別途ご負担いただいております。

1. 申請にかかる児童

児童氏名及び施設名	フリガナ (年 月 日生)	(在籍施設名または利用希望施設名(第一希望))
	フリガナ (年 月 日生)	(在籍施設名または利用希望施設名(第一希望))
	フリガナ (年 月 日生)	(在籍施設名または利用希望施設名(第一希望))

2. 障害者手帳等の所持状況

以下の所持している手帳等の該当番号を所持状況欄にご記入ください。

- ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 ※①～③の必要書類は手帳の写し
④国民年金の障害基礎年金の受給者 ※④の必要書類は証書または振込通知書の写し
⑤特別児童扶養手当の対象児童 ※⑤の必要書類は受給通知書または受給証明書の写し

手帳等所持該当者氏名	申請にかかる児童からみた続柄	所持状況	手帳等所持該当者を扶養している親族	
			氏名	申請にかかる児童からみた続柄
		番号()		
		番号()		
		番号()		
		番号()		

注意事項

- 申告書への記載が、住民税課税上の扶養親族状況と異なる場合、課税上の親族状況を優先させることがあります。（例：同一生計と申告しているが、税法上その親族の扶養をとっていない場合等）
- 児童と同一生計とは、父母、（曾）祖父母、児童の父母（家計の主宰者が（曾）祖父母の場合は（曾）祖父または（曾）祖母）に監護、扶養されているものをいいます。
- 提出についてご不明な点がある場合は、入所中の施設のある区（申請中の場合は第一希望の施設がある区）のこども家庭課へお問い合わせください。

障害者手帳等の所持状況欄の記載例

2. 障害者手帳等の所持状況

- ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 ※①～③の必要書類は手帳の写し
- ④国民年金の障害基礎年金の受給者 ※④の必要書類は証書または振込通知書の写し
- ⑤特別児童扶養手当 ※⑤の必要書類は受給通知書または受給証明書の写し

障害者手帳等の所持状況	所持状況	手帳等所持該当者を扶養している親族	
		氏名	申請にかかる児童からみた続柄
千葉 太郎	兄	番号(② ③ ⑤)	貝塚 源太 祖父
貝塚 よし子	祖母	番号(③)	貝塚 源太 祖父
		番号	
		番号	

- 年収約360万円未満世帯かつ要保護世帯を対象とした保育料・副食費の軽減制度の適用について
- 年収約360万円未満の世帯（※1）について、要保護世帯（※2）のうち、入園児童本人や、入園児童と同一生計の方が①～③の手帳の交付を受けている場合や④、⑤の対象者に該当する場合は、この申請書を提出いただくことで3歳未満児の保育料や3歳以上児の副食費が軽減となる場合があります。
- ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳
- ④国民年金の障害基礎年金の受給者 ⑤特別児童扶養手当の対象児童

※1「年収約360万円未満の世帯」は、保育料の算定に用いる市民税所得割額を基に判定します。

※2「要保護世帯」とは下記に該当する世帯です。

- ・ひとり親世帯
- ・保育料算定対象者（保育料を算定するための基準となる世帯の住民税額の合算対象者）が「身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた者」、または「国民年金の障害基礎年金の受給者に該当する者」に該当するか、その者を扶養している世帯
- ・教育・保育給付認定保護者が特別児童扶養手当の受給対象者である世帯